

(意見書案第10号)

炭鉱技術海外移転事業の推進に関する意見書

石炭は、海外新興国の経済発展による需要の大幅な増加などを背景に、国際的な需給関係が逼迫化する一方で、海外産炭国においては、こうした需要に応じた生産規模の拡大に伴って、露天掘りから坑内掘りへの移行や採掘箇所の一層の奥部・深部化が進展する状況となっている。

先に示された国の「エネルギー基本計画」では、石炭は安定性・経済性に優れたベースロード電源の燃料として再評価し、環境負荷を低減しつつ活用していく我が国にとって重要なエネルギー源の一つとして位置付けをしており、我が国のエネルギー需給の安定の観点から、将来にわたり海外炭の安定供給確保を図ることがより重要となっているとともに、国内における採炭の継続やその技術の継承の持つ意味の重要性も高まっている。

平成24年度から実施されている「産炭国石炭採掘・保安技術高度化事業」による我が国の優れた石炭採掘・保安技術の海外産炭国への技術移転協力の研修事業は、産炭国から前身の事業を含め高く評価されるとともに、産炭国との重層的な関係の強化により、我が国への石炭の安定供給の確保に貢献するなど重要な役割を果たしてきている。

よって、国においては次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 我が国への海外炭の安定供給の着実な確保を目指し、平成27年度以降においても炭鉱技術海外移転事業を推進し、研修事業を継続すること。
- 2 総合的な炭鉱技術を移転するための研修カリキュラムへの拡大・充実を図り、石炭生産に関する総合的な研修事業へステップアップするとともに、研修生に安全で効果的な研修環境を提供していくため、研修炭鉱に対する支援措置を講じること。
- 3 技術移転対象国を拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣 } 宛